

## NPO等の方々が行う自家用自動車を用いた 有償旅客運送についての相談窓口

関東運輸局 旅客第一課 保障係 045 - 211 - 7245  
過疎地有償運送（車両乗車定員11人以上に限る）

関東運輸局 旅客第二課 指導係 045 - 211 - 7246  
福祉有償運送、過疎地有償運送（車両乗車定員10人以下に限る）

### 各都県の運輸支局

東京運輸支局 輸送部門 03 - 3458 - 9233

神奈川運輸支局 輸送部門 045 - 939 - 6801

埼玉運輸支局 輸送監査部門 048 - 624 - 1032

群馬運輸支局 企画輸送監査部門 027 - 263 - 4440

千葉運輸支局 輸送監査部門 043 - 242 - 7335

茨城運輸支局 輸送監査部門 029 - 247 - 5244

栃木運輸支局 企画輸送監査部門 028 - 658 - 7011

山梨運輸支局 企画輸送監査部門 055 - 261 - 0880

NPO等の方々が行う自家用自動車を用いた有償旅客運送については『登録』が必要となります。

平成18年10月1日に改正道路運送法が施行され、自家用自動車を使用して有償にて旅客の移送サービスを行っている又は行おうとするNPO等の方々は、サービスを行う地域を管轄する運輸支局長の行う登録を受ける必要があります。

## 登録の種類

### 福祉有償運送

#### 【福祉有償運送とは】

NPO等が実費の範囲内であり**営利とは認められない範囲の対価**によって、**自家用自動車**を使用して行う原則ドア・ツー・ドアの**個別輸送サービス**

#### 【運送対象旅客の範囲】

**身体障害者、要介護者、要支援者等**

**会員制**

### 過疎地有償運送

#### 【過疎地有償運送とは】

**過疎地域**において、NPO等が実費の範囲内であり**営利とは認められない範囲の対価**によって、**自家用自動車**を使用して行う輸送サービス

#### 【運送対象旅客の範囲】

**過疎地域の住民及びその親族等**

**会員制**

登録を受けることができる者は以下に限定されております。

- NPO、市町村、公益法人、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会



## 登録までの流れ

地域の関係者からなる **運営協議会** にて有償運送の必要性、対価等を協議  
運営協議会の主宰者は市町村等各地方公共団体となります。

合意

有償運送を行う地域を管轄する 運輸支局 に対して **登録の申請**  
申請に必要な書類等については、各運輸支局にお問い合わせ下さい。

### 運輸支局における審査

- 運営協議会において協議が調っているか。
- 当該有償運送の実施に必要な自動車の保有がなされているか。  
もしくは保有する計画があるか。
- 必要な要件を備えた運転者の確保がなされているか。
- 運行管理体制及び整理管理体制が適切に確保されているか。
- 事故発生時の連絡体制が適切に確保されているか。
- 計画車両の全てが任意保険等に加入しているかもしくは加入  
する計画があるか。 等



審査クリア

登録

自家用有償旅客運送を行うことができます！！